

第7回県政インターネットモニターアンケート
特殊詐欺被害防止対策に関して
犯罪被害者支援施策に関して

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

○特殊詐欺被害防止対策に関して

静岡県内における昨年の特殊詐欺発生状況は、423件・約9億7,015万円（前年比+25件・-約7,200万円）であり、被害額は減少傾向にあるものの、件数は平成27年から4年連続で増加の一途を辿っており大変憂慮すべき事態です。

特殊詐欺被害防止対策のためには、警察をはじめ、官産民連携した注意喚起広報が重要であり、県民の皆様を特殊詐欺被害から守るための有益な情報を提供するため、あなたがお考えになることを教えてください。

○犯罪被害者支援施策に関して

静岡県では、犯罪被害者の状況やその心情に対する理解を深め、県民全体で犯罪被害者を温かく支える地域社会の形成を目指しております。

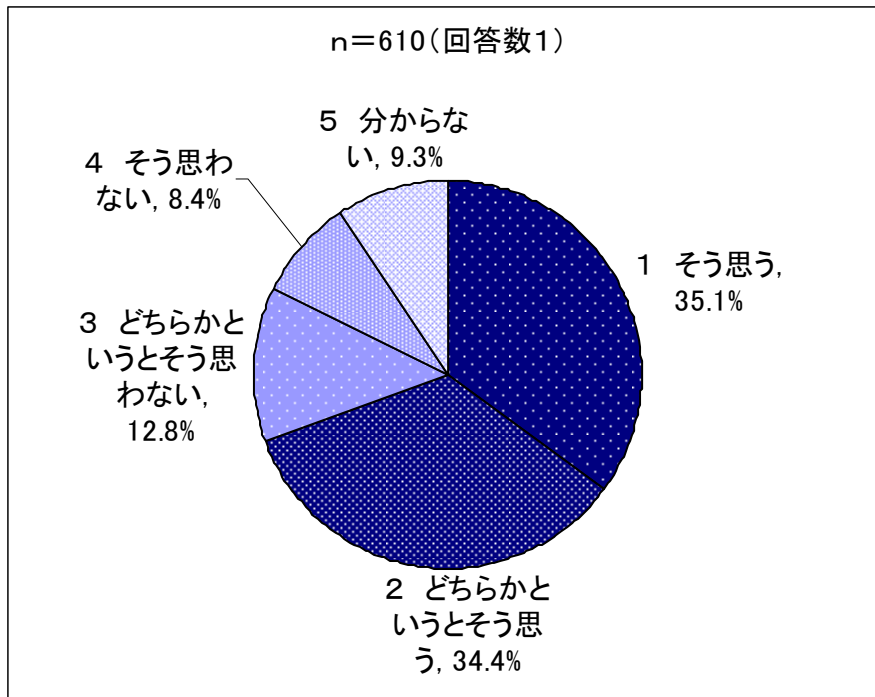
そこで、犯罪被害者やその支援に関して、皆様の考えを教えてくださいアンケートを実施いたします。御協力をお願いいたします。

なお、このアンケートにおける「犯罪被害」とは、生命や身体を害する行為（殺人、傷害、性犯罪、交通事故など）により、死亡・重傷病（PTSD等の精神疾患を含む）といった重大な結果が生じた被害をいいます。また、「犯罪被害者」には、被害者本人だけでなく、その家族や遺族を含みます。

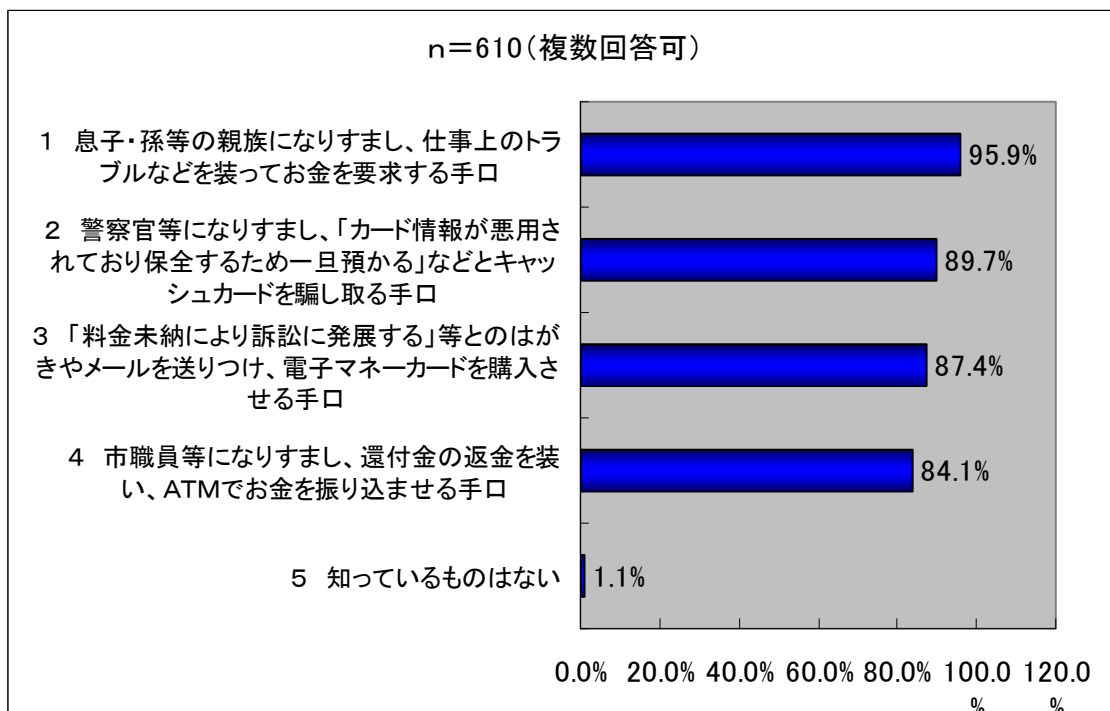
回答者数： 610 人（回答率：90.4%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	301	49.3%
	女性	309	50.7%
年代	10代	4	0.7%
	20代	32	5.2%
	30代	86	14.1%
	40代	131	21.5%
	50代	154	25.2%
	60代	110	18.0%
	70代	77	12.6%
	80代	16	2.6%
	90代	0	0.0%
住所	東部	182	29.8%
	中部	228	37.4%
	西部	198	32.5%
	県外	2	0.3%
職業	自営業	35	5.7%
	会社員	230	37.7%
	公務員	20	3.3%
	主婦・主夫	161	26.4%
	学生	17	2.8%
	無職	112	18.4%
	その他	35	5.7%

○特殊詐欺被害防止対策に関して

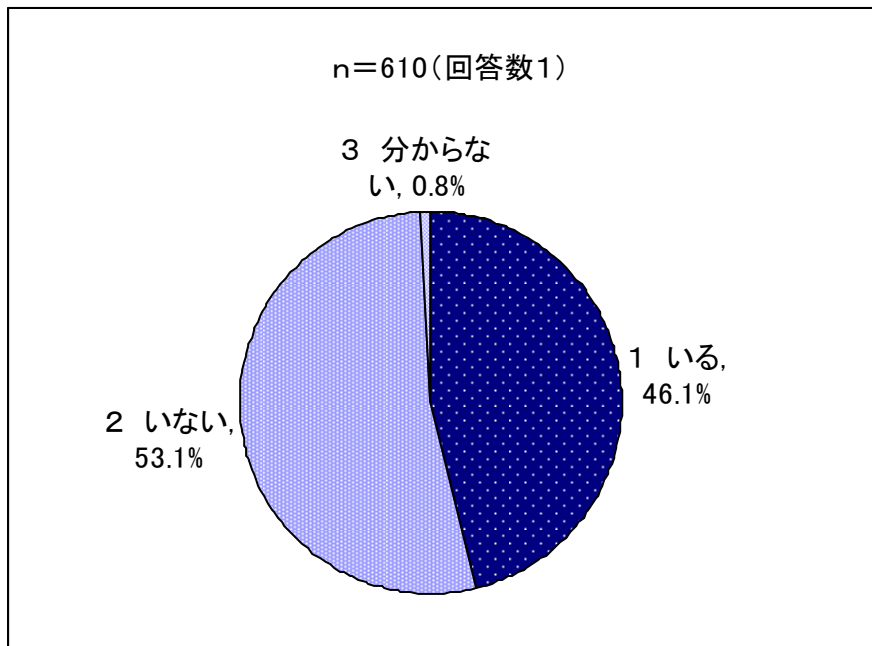
問1 あなたやあなたのご家族のところに、特殊詐欺犯人からサギ電話がかかってくると思いますか。(※「サギ電話」とは、特殊詐欺の犯人が、息子などを騙ってだますためにかけてくる電話のこと。)(回答数は1つ)



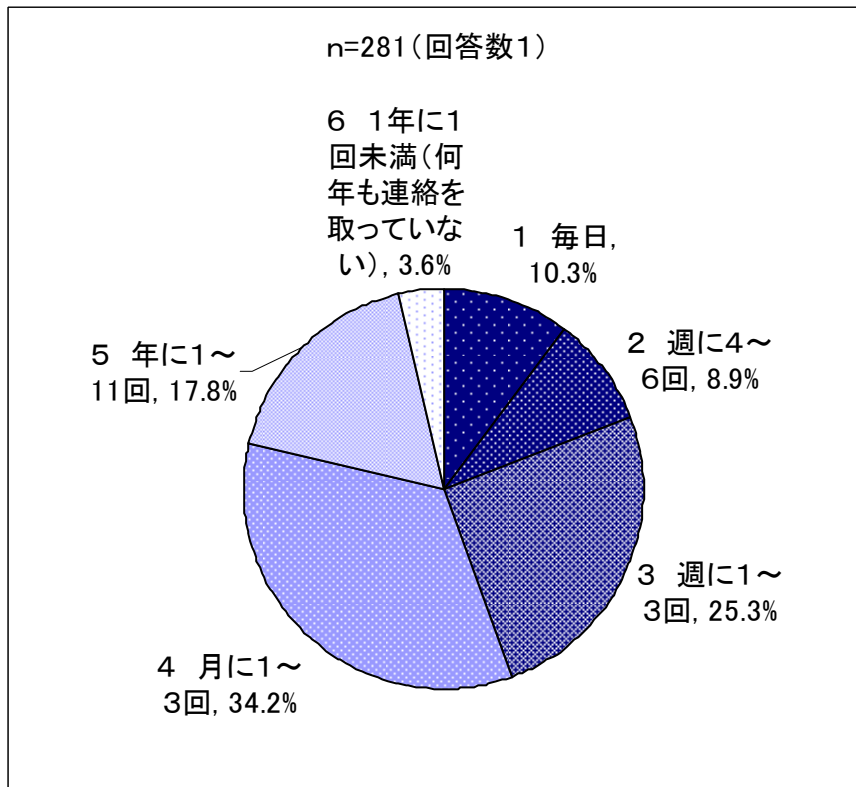
問2 特殊詐欺には様々な手口があります。次の中からあなたが知っているものを回答してください。(複数回答可)



問3 あなたには、同居していない70歳以上の両親または祖父母にあたるご家族がいますか。(回答数は1つ)

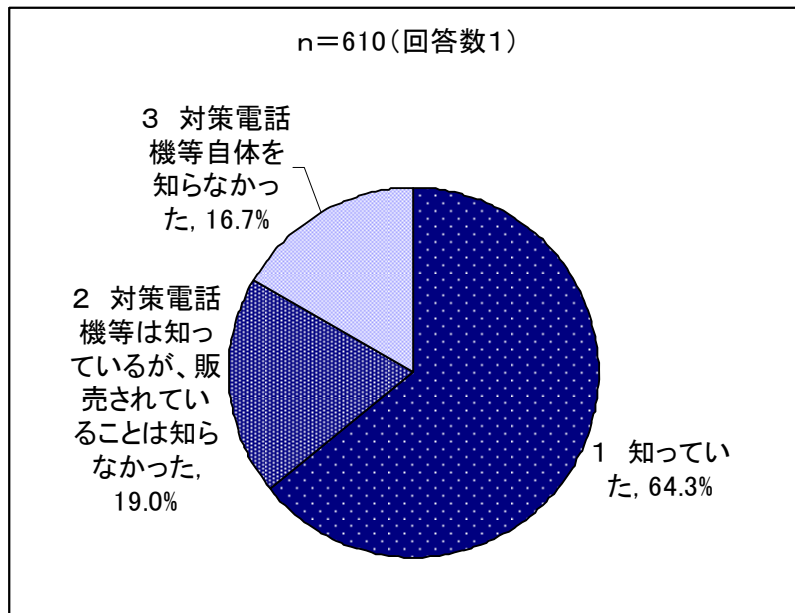


問3-2 問3で「1 いる」を選択された方に伺います。同居していない70歳以上のご家族とは、どのくらいの頻度で連絡を取っていますか。(「連絡」とは、対面での会話、電話、メール、SNS、手紙を手段とするもの) (回答数は1つ)

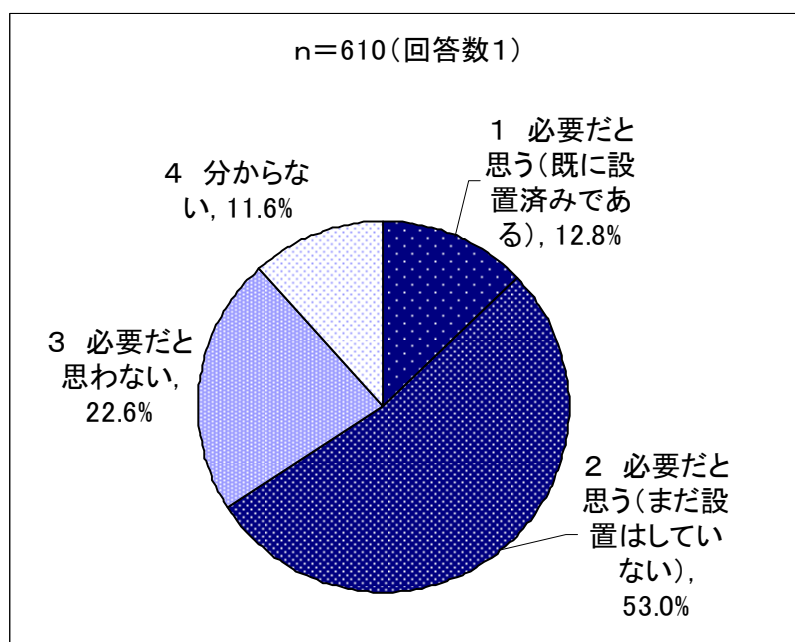


問4 サギ電話を受けないための対策機器や対策電話機（以下「対策電話機等」と表現しています。※）が家電量販店やインターネットで販売されていることを知っていますか。（回答数は1つ）

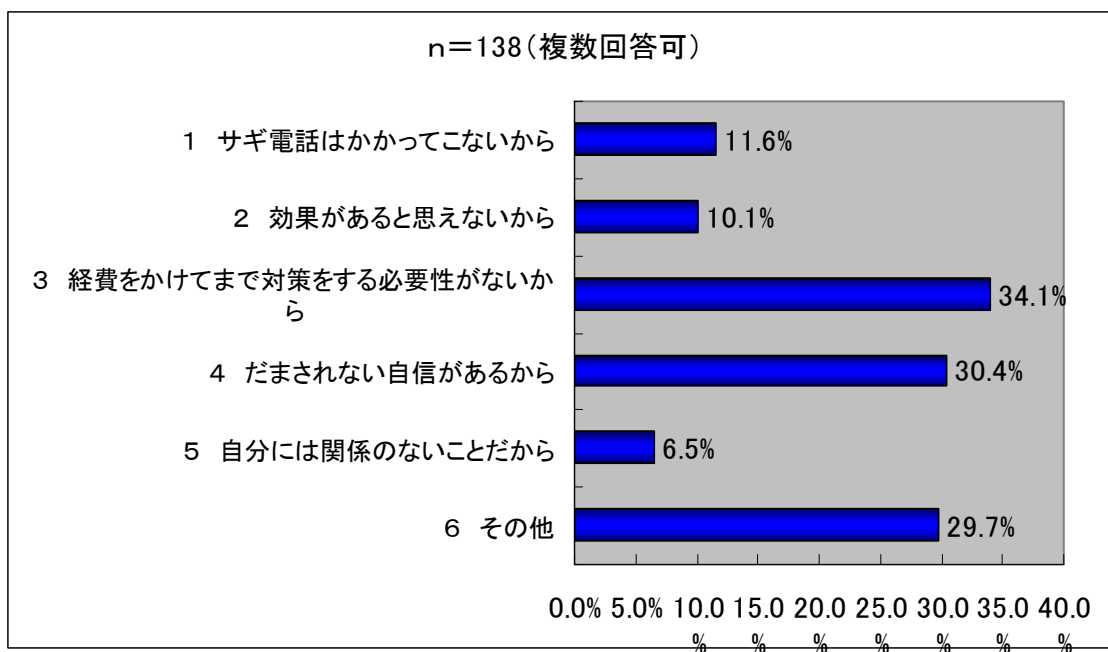
※「対策電話機等」とは、電話をかけてきた相手に「録音する」と警告メッセージを流し通話内容を録音する機能、警察等で把握したサギ電話番号や番号非通知からの着信を自動ブロックして電話を鳴らさない機能などを備えたものです



問5 あなた自身または、あなたのご家族にとって、被害を防ぐために自宅に対策電話機等を設置する対策が必要だと思いますか。（回答数は1つ）



問5-2 問5で「3 必要だと思わない」を選択された方に伺います。対策が必要ないと考える理由をお答えください。(複数回答可)



問6 特殊詐欺被害防止対策について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

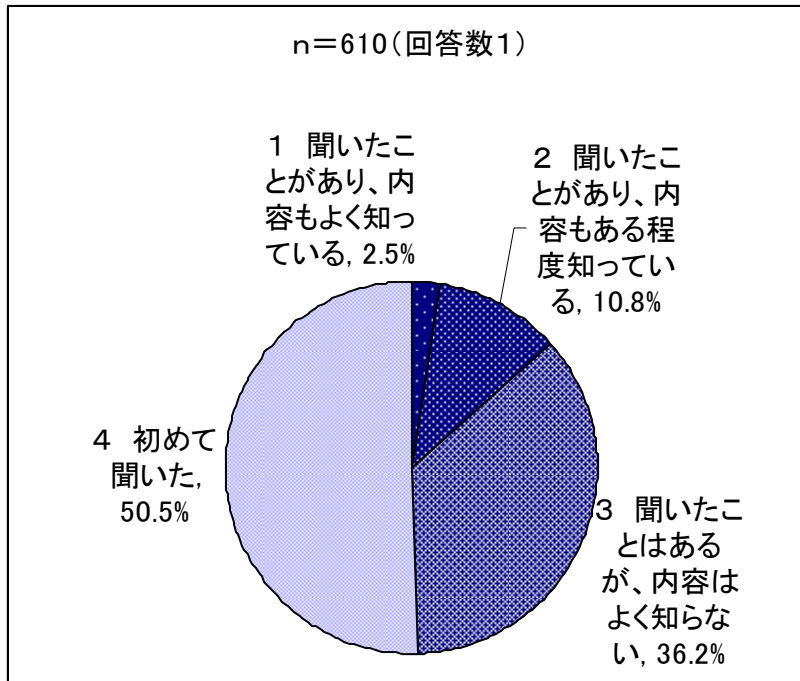
担 当 静岡県警察本部生活安全企画課

電 話 054-271-0110

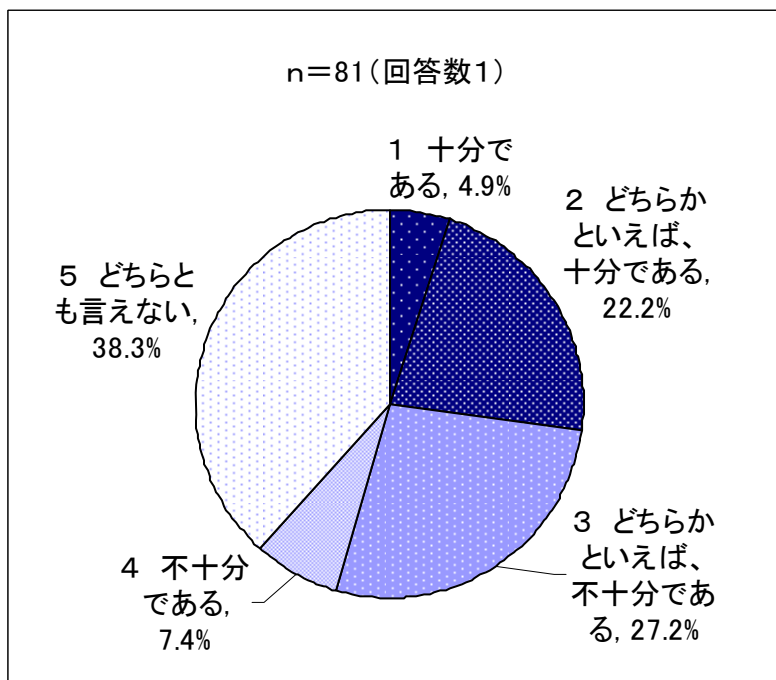
F A X 054-250-0111

○犯罪被害者支援施策に関して

問1 あなたは、「静岡県犯罪被害者等支援条例」についてご存知ですか。(回答数は1つ)

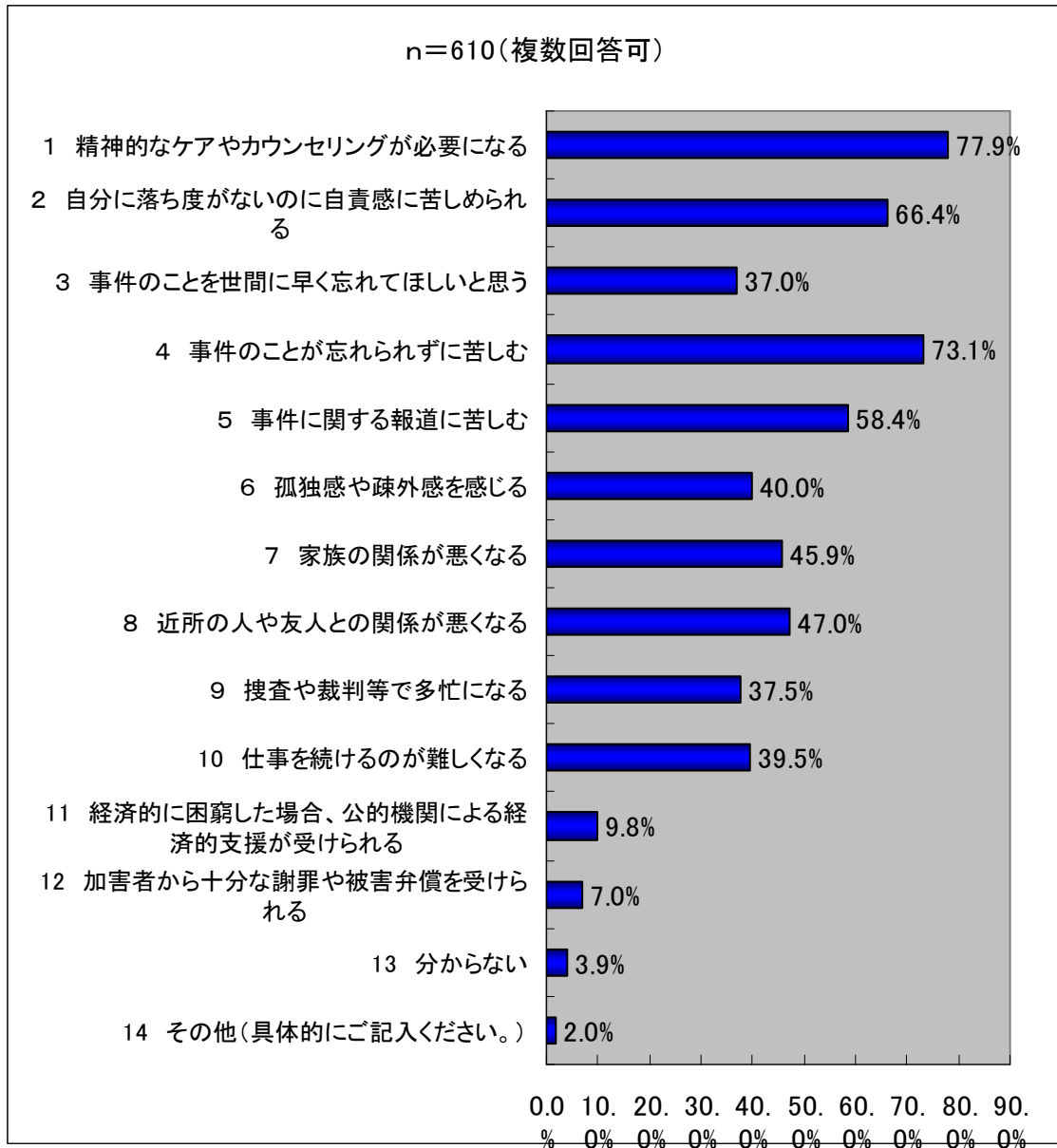


問1-2 問1で「1 聞いたことがあります、内容もよく知っている」、「2 聞いたことがあります、内容もある程度知っている」を選択された方に伺います。あなたは、静岡県では犯罪被害者等支援は十分に行われていると思いますか。(回答数は1つ)

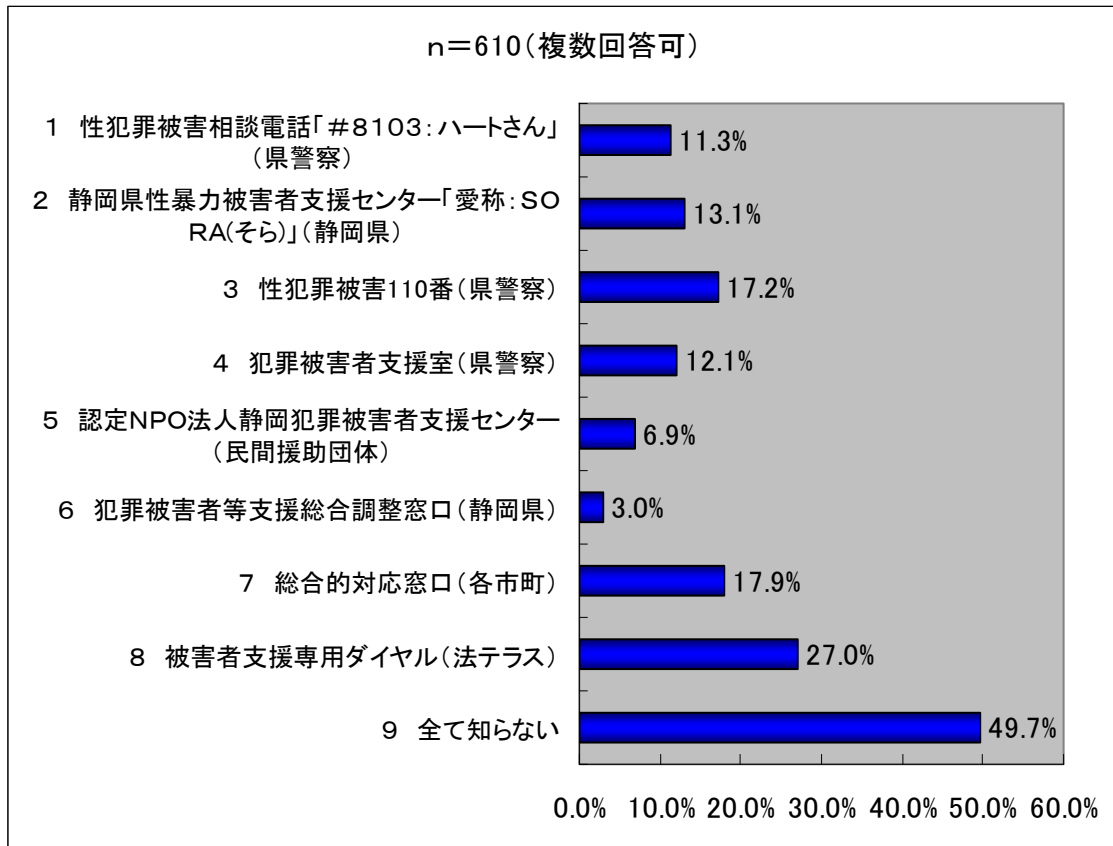


問1-3 問1-2で「1 十分である」、「2 どちらかといえば、十分である」、「3 どちらかといえば、不十分である」、「4 不十分である」を選択された方に伺います。問1-2の選択肢を選択した理由をお答えください。(任意)

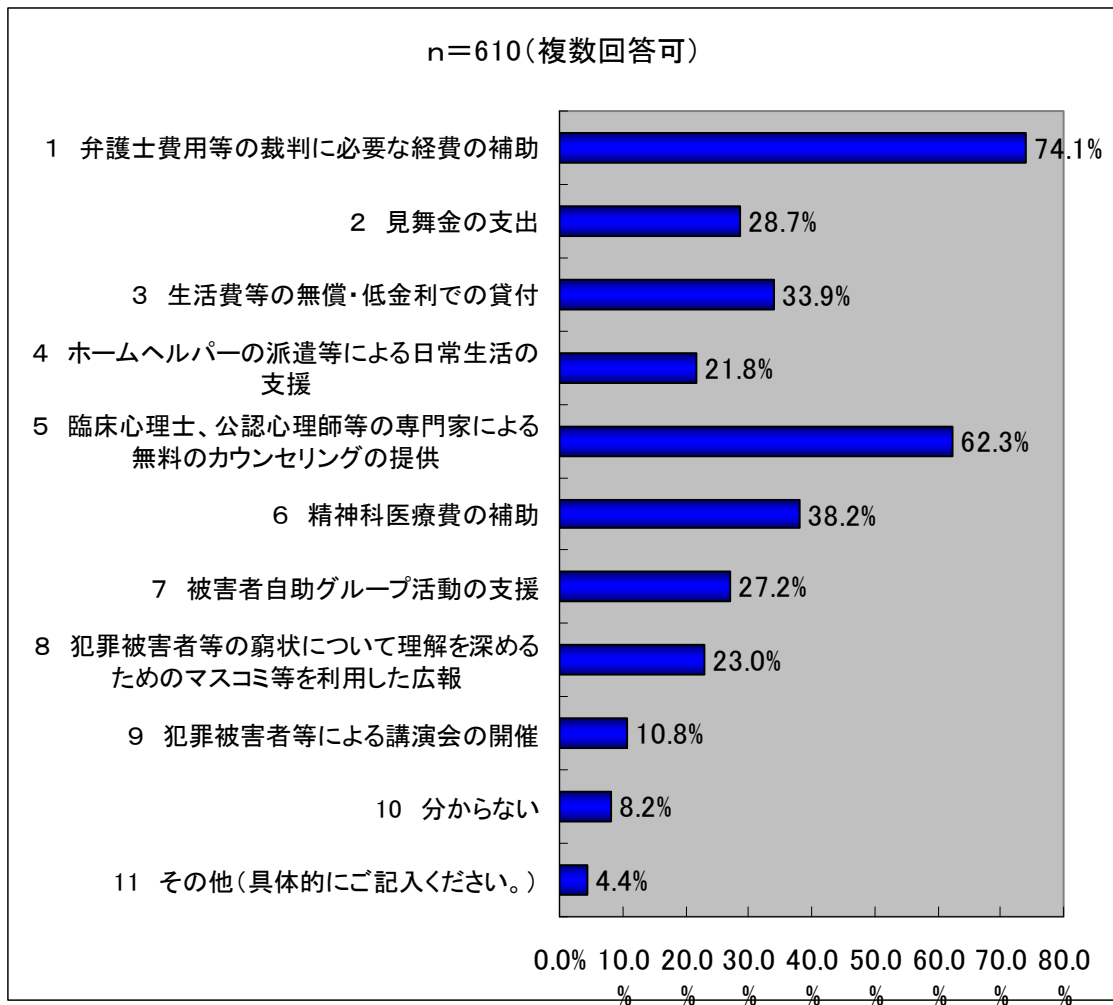
問2 あなたは、犯罪被害者は、被害に遭って以降、具体的にどのような状況におかれることが多いと思いますか。(複数回答可)



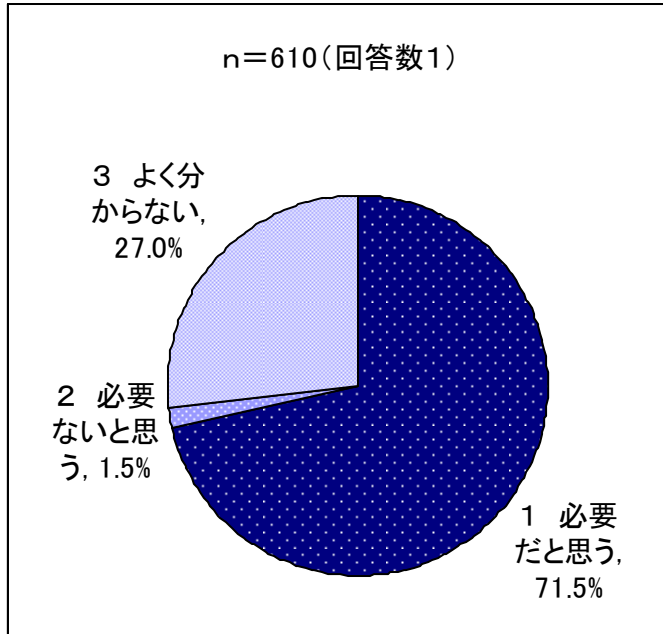
問3 あなたが知っている被害者相談窓口を教えてください。(複数回答可)



問4 あなたは、今後、犯罪被害者支援のためにどのような施策が必要だと思いますか。(複数回答可)



問5 平成31年4月現在、全国の市区町村の約29%が犯罪被害者等支援条例を制定しております。静岡県内では、藤枝市、長泉町、裾野市が同条例を制定しておりますが、あなたは県内の他の市町でも同条例が必要だと思いますか。(回答数は1つ)



問5-2 問5で「1 必要だと思う」、「2 必要ないと思う」を選択された方に伺います。問5の選択肢を選択した理由をお答えください。(任意)

問6 犯罪被害者やその支援についてご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

担 当 静岡県警察本部警察相談課
電 話 054-271-0110
F A X 054-271-0110